

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称	病院、診療所又は助産所の開設許可
根拠条例・規則等名	医療法（昭和23年7月30日法律205号） 医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令50号） さいたま市医療法施行条例（平成24年12月27日条例第75号）
条 項	法第7条第1項 第7条の2 第19条 第20条 第21条 第23条 規則第1条の14 第2条 第16条 第17条 第19条 第20条 第21条 第21条の2 第21条の3 条例第3条から第6条
所 管 部 課	保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
審 査 基 準	<p>○ 共通審査基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書に必要な事項が記載され、必要な書類が添付されていること。 2 開設者が医師、歯科医師又は、助産師個人の場合に添付する免許証の写しは原本との照合済印が押印されていること。 3 医療法及びこれに基づく医療法施行規則に定める基準を満たしていること。 <p>○ 施設別審査基準</p> <p>(1) 病院</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開設者 <ol style="list-style-type: none"> ア 営利を目的とする者は、開設者にはなれない。営利性の判断は、開設主体、設立目的、運営方針、資金計画等を総合的に勘案する。 (平成5.2.3 総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知) イ 開設者が医師又は歯科医師個人の場合で、他に病院又は診療所を開設又は管理する者であるときは、開設者以外の者を管理者とする場合の許可（医療法第12条第1項）又は2以上の診療所等の管理許可（医療法第12条第2項）の手続が必要であるが、原則として許可しないものとする。 ② 名称 <ol style="list-style-type: none"> ア 医療施設として品位を損なわない名称にするもの

		<p>とし、特に民間病院にあつては、原則として「センター」、「中央」等を冠した名称を使用することは好ましくなく、病院の規模等実態に即した名称の使用。</p> <p>イ 法人の場合は、定款、寄附行為又は条例等で定めた名称を使用し、法人登記簿謄本に記載された名称と一致していること。</p> <p>ウ 病院であることを明確にするため、名称中に「病院」の文字の使用すること。</p> <p>エ 地域医療支援病院でないものは、これと紛らわしい名称としないこと。(医療法第4条第3項)</p> <p>③ 診療科名</p> <p>ア 医療法第6条の6第1項で定める診療科名によること。</p> <p>イ 麻酔科を標榜するときは、麻酔科標榜許可証の写し(原本との照合済印が押印されているもの)を添付すること。</p> <p>④ 従業者の定員</p> <p>ア 医療法施行規則第19条に定める員数の標準から見て適当であること。また、その員数が充足される見通しがあること。</p> <p>イ 定員算定にあたっての1日の平均入院患者数は原則として申請病床数を、また、外来患者数については、既存の同規模の施設の患者数等を参考とすること。</p> <p>ウ 定員配置は施設全体としてのものであるが、有する病床の種別に応じて適正に配置すること。</p> <p>エ 医療法人開設の場合、管理者は法人の理事に加えられていること。</p> <p>⑤ 構造設備</p> <p>ア 患者のプライバシー保護に対する配慮として、各室(部屋)が壁等により隔てられていること。</p> <p>イ 患者の利便性及び安全性を考慮すること。</p> <p>ウ 精神病院の建築、整備及び一般病院における併設精神病棟の建築、整備については、「精神病院建築基準の改正について」(昭和44.6.23衛発第431号公衆衛生局長通知)及び「一般病院における併設精神科病棟(室)建築基準について」(昭和36.8.7衛発第644号公衆衛生局長通知)による基準であること。</p>
--	--	--

		<p>⑥ その他</p> <p>ア 申請時において、法人及び建物のどちらかが未記入であれば、開設日までに登記が完了していること。</p> <p>イ 建物が賃貸等の場合には、賃貸借契約等が終了していること。</p> <p>ウ 開設にあたっては、「病院の開設等に関する指導要綱」（平成16年3月23日部長専決）に基づく承認を受けていること。</p> <p>(2) 診療所</p> <p>① 開設者</p> <p>ア 営利を目的とする者は、開設者にはなれない。営利性の判断は、開設主体、設立目的、運営方針、資金計画等を総合的に勘案する。（平成5.2.3 総第5号・指第9号健康政策局総務課長、指導課長連名通知）</p> <p>イ 開設者が医師又は歯科医師個人の場合で、他に病院又は、診療所を開設又は管理する者であるときは、開設者以外の者を管理者とする場合の許可（医療法第12条第1項）又は2以上の診療所等の管理許可（医療法第12条第2項）の手続が必要であるが、原則として許可しないものとする。</p> <p>② 名称</p> <p>ア 法人の場合は、定款、寄附行為又は条例等で定めた名称を使用し、法人登記簿謄本に記載された名称と一致していること。</p> <p>イ 診療所であることを明確にするため、名称中に「診療所」、「医院」又は「クリニック」等の文字の使用し、病院に紛らわしい名称としないこと。</p> <p>③ 診療科名</p> <p>ア 医療法第6条の6第1項で定める診療科名。</p> <p>イ 麻酔科を標榜するときは、麻酔科標榜許可証の写し（原本との照合済印が押印されているもの）を添付すること。</p> <p>④ 従業者の定員</p> <p>ア 医療法第18条の規定により、医師が常時3人以上勤務する診療所にあつては専属薬剤師を置かなければならない。</p> <p>イ 療養病床を有する診療所の従業員数の標準は、医</p>
--	--	---

		<p>療養施設法施行規則第21条の2（ただし、医療法施行規則附則第23条）に規定する標準を満たしていること。</p> <p>ウ 療養病床を有しない診療所の医療従事者については、特に法に定める定員はないが、診療所の規模に応じて、必要人員が確保されていること。</p> <p>エ 患者収容施設のある診療所の場合、医師の宿直は、法律上の必須要件と解することはできないが、病院と同様に宿直を行い、診療所に宿直していることが望ましい。</p> <p>オ 医療法人開設の場合、管理者は法人の理事に加えられること。</p> <p>⑤ 構造設備</p> <p>ア 療養病床を有する診療所は、アの外、医療法第21条第2項、医療法施行規則第21条の3及び4に規定する基準を満たしていること。</p> <p>イ 患者のプライバシー保護に対する配慮として、各室（部屋）が壁等により隔てられていること。</p> <p>ウ 患者の利便性及び安全性を考慮すること。</p> <p>エ 患者収容施設のある診療所の場合、食堂及び調理室は、法律上の必須要件と解することはできないが、病院と同様に給食を行い、食堂及び調理室が設置されていることが望ましい。</p> <p>⑥ その他</p> <p>ア 申請時において、法人及び建物のどちらかが未登記であれば、開設日までに登記が完了していること。</p> <p>イ 建物が賃貸等の場合には、賃貸借契約等が終了していること。</p> <p>ウ 有床診療所の開設にあたっては、「有床診療所の届出に関する指導要綱」（平成19年11月19日部長専決）に基づく承認を受けていること。</p> <p>(3) 助産所</p> <p>① 開設者</p> <p>ア 営利を目的とする者は、開設者にはなれない。営利性の判断は、開設主体、設立目的、運営方針、資金計画等を総合的に勘案する。（平成5.2.3 総第5号、指第9号健康政策局総務課長、指導課長連名通知）</p> <p>イ 医師による助産所開設は、医師は病院又は診療所</p>
--	--	--

		<p>を開設し、そこに妊産婦を収容して自ら分娩の介助等をなし、又は助産婦をしてこれを行わせることができるものであるので、特に医師が助産所を開設する必要は認められない。(昭和 25. 1. 16 医収第 27 条医務局長回答)</p> <p>② 名称</p> <p>ア 法人の場合は、定款、寄附行為又は条例等で定めた名称を使用し、法人登記簿謄本に記載された名称と同一である。</p> <p>イ 助産所であることを明確にするため、名称中に「助産所」等の文字の使用し、紛らわしい名称としないこと。</p> <p>③ 嘱託医師等</p> <p>分娩を取り扱う助産所は、医療法第 19 条の規定により、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておくこと。</p> <p>④ 構造設備</p> <p>収容施設がある助産所の場合、食堂及び調理室は、法律上の必須条件と解することはできないが、助産所においても病院と同様に給食を行うことが望ましく、従って食堂及び調理室のあることが望ましい。業務室（通称診察室）においても同様である。</p> <p>新生児入浴施設については、法的には明文はないが助産婦の業務の本質からかんがみても、収容施設を有する助産所においては、新生児入浴施設を設けることが望ましい。(昭和 25. 9. 20 医収第 494 号医務局長回答)</p> <p>⑤ その他</p> <p>ア 申請時において、法人及び建物のどちらかが未登記であれば、開設日までに登記が完了していること。</p> <p>イ 建物が賃貸等の場合には、賃貸借契約等が終了していること。</p>
	設定等年月日	平成 14 年 4 月 1 日設定 令和 4 年 1 月 1 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場合はその理由)	10 日 ただし、法人による開設のうち、医療法人以外が開設者となる場合は 35 日 また、病院を開設する場合はそれぞれ 25 日加算

間	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和4年1月1日最終改正
	備考	